媒介条件表

登録番号:東京都知事(14)第07296号

登録有効期間:令和8年9月30日から令和11年9月29日まで

三井ホームリンケージ株式会社

媒介の対象となる貸付けの種類	証書貸付の媒介
媒介の対象となる貸付の利率	年１５％を上限とする
媒介の対象となる貸付の返済方式	元利均等返済方式 元金均等返済方式
媒介の対象となる貸付の返済期間	１２～４２０ヵ月
媒介の対象となる貸付の返済回数	１２～４２０回
媒介手数料の計算方法	元本の５.０％を上限とする
貸金業務取扱主任者の氏名	杉山　敬
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108‐0074　東京都港区高輪3－19－15 （電話番号）　０３－５７３９－３８６１
媒介先業者名	-